

計画実施期間を最大5年まで延長できます！！

経営力向上計画の延長申請

<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関(当事務所)のサポートを受けることが可能です。

過去に認定を取得された事業者様へ

中小企業等経営強化法の施行から3年が経過し、経営力向上計画の認定を受けた事業者様のうち、**有効期限(実施期間)が満了となる計画**がございます。

当該計画の実施期間満了前に計画期間延長の変更申請を提出することで、計画の実施期間を**最大5年まで延長**することが可能です。

例1) 計画の実施期間を「3年」⇒「4年」もしくは「5年」に延長する

例2) 計画の実施期間を「4年」⇒「5年」に延長する

変更申請のイメージ

様式第1号
認定経営力向上計画の変更に関する認定申請書

〇〇株式会社様
〇〇株式会社様 様

〇〇経営強化部長 様

経営力向上計画の延長申請としてください。

〇〇年〇月〇日付で認定を受けた経営力向上計画について下記の通り変更したいので、中小企業等経営強化法第39条第1項の規定に基づき認定を申請します。

1 変更事項
計画の更新
2 変更事項の内容
計画の更新

別紙(変更)

申請書 〇〇年〇〇〇〇〇〇

1 名称等
事業者の氏名又は名称
代表者の役職名及び氏名
代表者の住所
設立年月日

2 事業分野と事業分野別別称
事業分野
事業分野別別称

3 実施期間
平成28年12月～平成31年11月

4 担当の事業機関

計画の「**実施期間**」を変更します

▼▼ ご注意ください ▼▼

- 計画の延長は最大で5年までです。当初より5年の計画である場合は延長できません。
- すでに実施期間が満了した計画は延長できません(その場合は新規申請が必要です)。